

令和7年度ECEQ®コーディネーター養成講座の募集

(一社) 大阪府私立幼稚園連盟

教育研究委員会 委員長 杉本 圭隆

子ども・子育て支援新制度の施行や保育士の処遇改善、幼児教育の無償化の実施にみられるように、幼児教育の重要性が社会的に認識されてきつつあり、幼児教育・保育への公的資金の投入額はこの数年で膨らみました。その代償として幼児教育・保育の成果を示したり、より具体的なレベルでは各園が学校教育法や幼稚園教育要領と建学の理念に基づき、教育活動や運営等を行っていることを示すことが求められています。

幼稚園はこれまで学校評価の文脈で自己評価と学校関係者評価、第三者評価を実施しており、組織的・継続的に教育の改善を図るとともに、保護者や地域社会もその過程に参加してもらうことで理解や参画を得て、信頼される幼稚園づくりを進めてきました。また、教育部分の第三者評価を私立幼稚園として独立して実施・運用するために、(一財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構（以下、機構）は学校評価実施支援のために「公開保育を活用した幼児教育の質向上システム」（通称：ECEQ®(イーセック)）を開発し、ECEQ®コーディネーターの育成とECEQ®の実施を進めてきました。ECEQ®が本格的に稼働した現在、大私幼ではECEQ®の実施およびECEQ®コーディネーターの育成を推奨しています。

このたび、機構が令和7年度のECEQ®コーディネーター養成講座を開講することになりました。ECEQ®コーディネーター養成講座のすべての講座に参加いただき、レポートを提出し、受講者の園でECEQ®を実施していただくことにより、ECEQ®コーディネーターの資格を取得できます。養成講座の開催要項（令和7年度「ECEQ®コーディネーター養成講座」開催について）で内容や日程などをご確認の上、ご応募ください。どうぞよろしくお願いいたします。

■応募にあたって

- (1) 1園から複数人の応募がされても結構です。ECEQ®の趣旨や役割、自園でのECEQ®実施等の要件を各園の設置者(理事長)と園長がご理解された上でご応募ください。
- (2) 受講料が 20,000円/人 徴収されることになりました。令和7年度の受講料に関しては、10人程度まで大私幼が支払い、受講者の負担がないように対応いたします。ただし、受講後の落第や棄権（ECEQ®を令和8年度中に実施しないことを含む）、ECEQ®コーディネーターの資格を取得したもののコーディネーターとして活動しないなどの場合には、大私幼が負担した講座受講料やECEQ®実施にあたる手数料等を請求いたしますので、受講者の予定等の調整は丁寧に行ってください。
講座Ⅳの実施に伴う旅費交通費、および講座Ⅴの実施に伴う管理費やコーディネーター報酬の支払い等に関しては、受講者あるいは勤務園等でご負担ください。
- (3) 本講座を受講された方は、大阪府や近畿地区において、本講座内容を踏まえたECEQ®の実施や園内研修の支援等の活動を担っていただきます。
- (4) すべての講座を受講し、レポート等課題の提出・ECEQ®を実施した方に「ECEQ®コーディネーター認定証」が交付されます。認定証発行に際しては証明写真と登録料等が必要になります。

■申込方法

1. 令和7年度ECEQ®コーディネーター養成講座 申請用紙 I ①「受講申込書」
2. 令和7年度ECEQ®コーディネーター養成講座 申請用紙 I ②「受講にあたっての確認書」
3. 令和7年度ECEQ®コーディネーター養成講座 申請用紙 I ③「ECEQ®コーディネーター調書」

の3点を、

大私幼HP (<http://www.kinder-osaka.or.jp/>) の「研修会等のお知らせ」よりダウンロードして記入し、

4. 研修ハンドブックの「研修履歴一覧」の全ページ（スキャンあるいは写真データで可）、

あるいは ゆたかなまナビ>マイページ>研修履歴>修了済 のページのデータ

と合わせた計4点を、2025年4月16日（水）までに、大私幼事務局までメール(renmei80@wind.ocn.ne.jp)にて送付してください。

■選定基準と受講決定通知

ECEQ®コーディネーター調書やECEQ®実施経験の有無などを考慮し、令和7年度の受講者を選定します。選定の結果については、受講を決定した方にのみ、2025年4月23日（水）までに通知いたします。

大私幼では、ECEQ®の普及・充実の加速化を目指しておりますので、受講を希望される方はできる限り受講していただきたいと考えております。ただ、講座VでのECEQ®実施数等には制約がありますので、ご応募いただいた全員が無条件で受講できる、とすることはできません。選定されなかった方におかれては、予めご承知おきください。令和8年度以降もECEQ®コーディネーター養成講座が開催される予定ですので、令和7年度の受講がかなわなかった方については、翌年以降に受講いただけるように配慮いたします。

- (1) 2025年度のECEQ®実施申請を受理された園の教職員および過去5年度（2020-2024年度）の間にECEQ®を実施済の園の教職員のうちECEQ®実施時に在園していた方は、講座Vの実施が免除されるため、受講を優先的に受け付けます。（ECEQ®実施済園の受講者の優先）
- (2) 2024年度までの研修履歴を研修ハンドブック「研修履歴一覧」やゆたかなまナビ「研修履歴」で確認し、これまで研修等のために定期的に園務を離れて活動できる勤務環境にあるかを判断させていただきます。ECEQ®コーディネーターの資格を取得後に、コーディネーターとして活動できると判断する根拠といたします。（研修受講履歴が豊富な受講者の優先）

■その他

- (1) 令和7年度ECEQ®コーディネーター養成講座の受講者の園は、令和8年度中にECEQ®を実施することが求められますので、令和7年度内に募集する令和8年度のECEQ®実施申請は必ず行ってください。この際、受講者の園の実施申請は優先的に受理いたします。（受講者の園のECEQ®実施の優先）
- (2) ECEQ®の実施に伴う実施園の負担等については、2020年6月および2024年9月の大私幼理事会で具体的な金額が審議されて承認されました。詳細については大私幼事務局にお問い合わせください。